

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 鈴木 武久

東北地方太平洋沖地震を踏まえた決算発表等に関する取扱いについて

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平成23年3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当取引所では、今般の地震を踏まえ、各社の実情を考慮して柔軟に対処する観点から、決算発表その他の取扱いについて、下記のとおり対応することといたしましたので、ご通知申し上げます。

ここに記載する他にも、本地震災害により実務上の支障が生じているなど、お困りのことがございましたら、ご遠慮なく当取引所の担当の者まで御相談ください。

記

1. 決算発表について

(1) 決算発表の時期

通期の決算発表及び四半期の決算発表につきましては、本地震災害により速やかに決算の内容を把握・開示することが困難な場合には、「45日以内」などの時期にとられる必要はなく、決算内容が確定できたところで開示してください¹。

また、本地震災害により決算発表が大幅に遅れる場合には、その旨（開示時期の見込みが立つようであればあわせてその旨）開示し、投資者にお知らせすることをご検討いただきますようお願いいたします。

(2) 決算短信における業績予想

本地震災害により業績の見通しを立てることが困難な場合には、決算短信及び四半期決算短信において、業績予想を開示する必要はありません²。

1 当取引所は、通期決算発表について、決算期末後45日以内の開示を要請しているところではありますが、「45日以内」という時期にとられる必要はありません。また、期末後50日を超える場合にはその理由等の開示も要請しておりますが、その開示も必要ありません。

2 具体的には、業績予想の記載欄を削除し（表題は削除しないでください。）、表題の下に、当該状況になった旨及び業績予想の開示が可能となった時点で開示する予定である旨を記載ください。

2. 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延に係る上場廃止基準の適用について

この度政令が制定され、本地震災害により有報等を本来の提出期限までに提出できない場合について、特別措置³が適用されることとなりました。

当取引所では、上場会社が有価証券報告書又は四半期報告書（以下「有報等」といいます。）の提出を遅延した場合に、監理銘柄に指定し、上場廃止基準に該当するか否か確認することとなっておりますが⁴、当該特別措置の適用を受けた上場会社に対しては、政令で定める期限⁵を有報等の提出期限とみなして適用することとします。

また、有報等を本来の提出期限までに提出できず、特別措置が適用されることとなった旨を開示⁶する必要はありません。

※ 特別措置の適用を受ける場合には、当取引所に御連絡いただきますようお願いいたします。

3. 意見不表明を受けた場合の上場廃止基準の適用について

本地震災害により、上場会社の財務諸表又は四半期財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期レビュー報告書において意見不表明等が記載されることとなった場合、監理銘柄指定及び上場廃止の対象とはなりません⁷。またその旨の開示⁸も必要ありません。

以 上

【お問合せ先】

電話：052-262-3174

自主規制グループ 上場監理担当

3 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号）

4 株券上場廃止基準第2条第1項第10号

5 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第4条に基づき、政令で定める期限をいいます。今般の地震については、同政令で平成23年6月30日とされています。

6 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第2号u

7 株券上場廃止基準第2条第1項第11号b

8 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第2号v